

第9回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成24年3月26日 午後1時～
議事堂5階 501委員会室

1 開会

2 協議

- ・政務調査費について

3 閉会

第8回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(調査資料)

- ・ 県政調査研究費交付金から政務調査費に切り替わった時、どうして現在の額になったのかなど、当時の経緯に詳しい職員や議員がいれば聞いてみたい。
- ・ 地方交付税では都道府県分の政務調査費は措置しているが、市町村分はしていない。総務省は理由を明確にしないが、再度、政務調査費の地方交付税上の扱いについて照会したい。
- ・ 他の自治体における会派分と個人分の比率などについて、財政力指数のグループ分けで整理した資料が欲しい。

(事務処理)

- ・ 事務処理が煩雑だということと、きちんと説明がつくということはトレードオフの関係にある。
- ・ 公費支給なので制約があるのは当然だが、煩雑で使い勝手が悪いように見える。もう少し民間準拠のような形で改善できないか。
- ・ 手続きを緩めると、所得ではないものが自由に使えるという話になって、県民の理解が得にくい。
- ・ イギリスでは、使い勝手よく認めて、用途も厳しくは制限しないという運用をした結果、大きなスキャンダルになった。そういう制度設計は、やはりだめなのだと思う。
- ・ 市議会議員の平均レベル程度の額であれば対応できるだろうが、月額33万円となると、その事務処理のためにも経費がかかるという矛盾を来たしている印象がある。
- ・ 使途についてはある程度、改善、改革が行われたと思うが、その結果として、非常に細かくチェックすることになって事務が煩雑になっている。

(ヒアリング事項)

- ・ 会派及び個別の議員にヒアリングをして、具体的に何が問題なのか確かめたい。
- ・ 全額使い切る人もあれば、全額返還する人もあるって両極端である。なぜこんな違いが出るのか、理由が知りたい。

- ・ 政務調査費を活動のどこに充てているかということと、実際の議員活動の比率は別である。使い方にいくつかパターンがあるので、なぜそういう構成になっているのか聞きたい。

(検討の視点)

- ・ 政務調査費とはこういう性質のもので、実際の活動にこういうふうに役立つから、こういう水準で考えるというような説明ができるといい。
- ・ 活動実態アンケートでは、現地調査の時間が一番多かった。この部分の実態が把握できないと、報告書を出した時に県民が理解できないのではないか。
- ・ 法律で「会派」が出てくるのは政務調査費の項目だけであるが、都道府県議会は事実上、会派が構成されているので、会派とは何かということも議論したい。
- ・ 県民からみれば報酬を含めた公費支給の総額が問題ではないか。三重県議会議員の処遇のあり方について、公費支給全体の考え方を示すべきだと思う。

配付資料一覧

- ・政務調査費に関する調（財政力指數グループ別） 資料 1
- ・会派分 政務調査費収支報告状況（平成19～22年度分） 資料 2
- ・会派分 政務調査費執行状況（平成17～22年度分） 資料 3
- ・議員分 政務調査費収支報告状況（平成19～22年度分） 資料 4
- ・議員分 政務調査費執行状況（平成17～22年度分） 資料 5
- ・議員の政務調査費に関する交付税算入について 資料 6

